

○ SGEC 認証制度の歩みと相互承認の実現

(1) SGEC 認証制度の創設

SGEC 認証制度は、2003 年に日本の林業・木材産業界はもとより、学会、経済界、環境 NPO 等国民各会各層の参加のもとで国内認証制度として創設された。

(2) SGEC 認証制度の見直し

SGEC 認証制度は、創設後約 5 か年を経過した時点から見直し作業を開始し、2011 年には、既に基礎的な制度基盤の整備から次のステージに進む段階に至っているとの認識のもとに、国際森林認証制度との相互承認を目指し、組織の法人化を行うとともに、国際森林認証制度と比較検証を行いつつ制度及び規格について見直しを実施し、その抜本的な改正を行った。

(3) PEFC への加盟と相互承認の申請

SGEC は、2014 年 7 月に PEFC へ加盟し、2015 年 3 月に PEFC 国際認証制度との相互承認の申請を行い、国際認証制度として発展を目指すこととした。

なお、SGEC は、2016 年 5 月 1 日付で PEFC GD 1004:2009 「PEFC 認証制度の管理運営」の規定に基づき、PEFC 評議会と「PEFC 認証制度の管理運営契約」を締結しており、日本国内の PEFC 認証制度の管理運営業務を行うこととなった。

(4) PEFC との相互承認の実現

PEFC との相互承認については、(3) で述べた通り 2015 年 3 月に申請を行っていたが、PEFC によって約 1 年間にわたり、申請した SGEC 認証規格についてアセスメントが実施され、その後、2016 年 4 月開催の PEFC 理事会での審議を経て、引き続き開催された PEFC 総会（郵便投票による開催）において同年 6 月 3 日付で認められた。